# いざというときの備えは今のうち



自分や家族が、日常生活の手続きや金銭感覚が難しくなる。 そんな不安を安心に変える制度があります。

「成年後見人制度」を使うとどんなふうに暮らしやすくなるか わかりやすく事例紹介をもとにお話しします。

日 時 10月23日(土)10:00~11:30 (開場9:50)

会 場 八幡台公民館 集会室

講師、木更津市社会福祉協議会、高木淳佳氏

申 込 コロナ対策のため 30 人限定です。 きさらづ市民ネットワーク事務所 36-0677(留守電になってますが、お話ください。 録音されますので、のちほど確認の電話をいたします)

### 認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分

### はい

# 法定後見制度

#### ご本人が住んでいる地域の家庭裁判所に申請



- 申請は、ご本人や親族などできる人は限られています。
- 誰に後見人になって欲しいかを申告できます。



#### 家庭裁判所が審判(決定)



- 後見人を誰にするか。
- ・ご本人の判断能力の程度 によって後見,保佐,補助と 支援の種類が分かれます。

これらを裁判所が決定します。

後見人等(保佐人,補助人含む)が、ご本人の代理人となって、財産の管理をし、生活上の契約や各種の申請などを行います。



後見人は行った内容を定期的 に裁判所に報告する義務があり ます。

家庭裁判所が定期的に後見人を 監督しているから安心安全!

## いいえ

# 任意後見制度

判断能力があるうちの将来への備え

- 「誰に」「何を」頼むかを決められます。
- 公証役場で公正証書にする必要があります。
- ご本人の判断能力がなくなってきたとき、 任意後見人の支援が始まります。同時に 家庭裁判所が監督人を選んで、任意後見人 を監督します。

木更津市では一定の研修を 受けた市民後見人も活躍し ています。





成年後見制度は、ご本人の判断能力が回復するか、亡くなるまでずっと続きます。制度を正しく知って利用しましょう!

お気軽にご相談ください。

きさらづ成年後見支援センター(木更津市社会福祉協議会内) 〒292-0834 木更津市潮見 2-9 ☎ 0438-22-6226 FAX 0438-22-3550

▶ 出前講座の申込は、きさらづ市民ネットワーク事務所へ 36-0677